

副腎皮質ホルモン剤

要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

プレドニゾロン注射液NZ

【本質の説明又は製造方法】

プレドニゾロンはヒドロコルチゾンの1及び2の位置の炭素より脱水素した合成副腎皮質ホルモンで、その生理作用は天然の副腎皮質ホルモンとほとんど同じですが、糖質代謝作用、抗炎症作用、抗リウマチ作用はコルチゾンやヒドロコルチゾンの約5倍です。また、ナトリウム蓄積作用、カリウム排泄作用は小さく、副作用も少ないことから人体ではリウマチ、神経痛、アレルギー性疾患、血液疾患、外科疾患、眼科疾患などに広く用いられています。一方、獣医界でも糖質代謝作用、抗炎症性作用等から乳牛のケトン症、関節炎、筋炎等に多用されています。

【成分及び分量】 本品100mL中

成分		分量
主剤	プレドニゾロン	1.0g
無痛化剤	ベンジルアルコール	1.58g

【効能又は効果】

牛:ケトン症、関節炎、筋炎
馬:関節炎
豚:関節炎

【用法及び用量】

1頭当たりプレドニゾロンとして、下記量を1日1回皮下に注射する。

牛・馬:50~200mg

豚:25~50mg

プレドニゾロンとして、下記量を関節腔内に注射する。

馬:10~15mg

牛:50~100mg

【使用上の注意】

「基本的事項」

1.守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意:本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(牛、馬、豚)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

牛:食用に供するためにと殺する前5日間又は食用に供するために搾乳する前24時間

馬:食用に供するためにと殺する前14日間

豚:食用に供するためにと殺する前10日間

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・よく振り混ぜてから使用すること。
- ・変色や沈殿等が認められた場合には使用しないこと。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れ替えないこと。
- ・注射器具は滅菌又は煮沸消毒されたものを使用すること。薬剤により消毒した器具又は他の薬剤に使用した器具は使用しないこと(ガス滅菌によるものを除く)。なお、乾熱、高圧蒸気滅菌又は煮沸消毒等を行った場合は、室温まで冷えたものを使用すること。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・遮光して凍結しないよう保管すること。
- ・使用済みの容器等は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。

2.使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・誤って注射された者は、直ちに医師の診察を受けること。

(対象動物に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

「専門的事項」

(重要な基本的注意)

- ・本剤は牛・馬及び豚の筋肉内注射は行わないこと。
- ・本剤は副腎皮質ホルモン系薬剤であるので患畜の症状及びその程度を十分考慮して、慎重に選択し使用すること。
- ・本剤に対して、過敏症の既往歴のある患畜には使用しないこと。

・本剤を犬に投与することにより、まれに舌麻痺様症状を起こすことがあるので、対象動物以外の動物には使用しないこと。

(副作用)

・本剤は妊娠動物に投与すると流死産、後産停滞を起こすことがある。
・本剤は感染症を悪化させることがある。
・本剤はときに誘発感染症を起こすことがある。
・本剤は泌乳量の減少を起こすことがある。

(その他の注意)

・本剤は実験動物において催奇形性を示したとの報告がある。

【使用期限】 包装に表示の使用期限内に使用すること。

【包装】 10mL×10バイアル
20mL×10バイアル

【製品情報お問い合わせ先】

日本全薬工業株式会社

〒963-0196 福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1

フリーダイヤル 0120-452-793

受付時間 9:00-17:00(土日祝日・弊社休業日を除く)

製造販売元



日本全薬工業株式会社

ZENOAQ 福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。